

## 令和8年度 下呂市宿泊施設改修補助金 公募要領

### 1. 事業の趣旨

本事業は、下呂市内の宿泊施設において、観光客の受入環境の充実、高付加価値化、省エネ化等を図るための改修を行う事業者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものです。

【重要】本年度の予算・選考方式について

- 本事業の**予算総額は2,000万円**です。
- 申請総額が予算額を上回ることが予想されるため、**先着順ではありません**。
- 受付期間終了後に審査委員会において提出された事業計画（申請書）を審査し、以下の二段階の選考により交付対象者を決定します。
  - **【優先採択】** 審査の結果、事業の「必要性」や「緊急性」が特に高いと認められた案件については、優先して採択します。
  - **【抽選採択】** 採択された案件を除き、審査で一定の基準を満たした「適正案件」の中から、予算の残額の範囲内で「抽選」により採択者を決定します。

### 2. 補助金の概要

#### (1) 補助率

補助対象経費（税抜）の**2分の1以内**（1,000円未満切り捨て）

#### (2) 補助上限額

施設の法的区分に応じ、以下の通り上限額を設定します。

区分	対象施設（根拠法令）	補助上限額
<b>A. 旅館・ホテル</b>	旅館業法に基づく旅館・ホテル営業	<b>300万円</b>
<b>B. 簡易宿所・民泊</b>	旅館業法に基づく簡易宿所営業 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業	<b>50万円</b>

### 3. 補助対象者

以下の要件を**すべて**満たす者が対象です。

1. 下呂市宿泊税条例に規定する宿泊施設を営む者であること。
2. 下呂市宿泊税特別徴収義務者として登録されていること。
3. 当該宿泊施設を営業して5年以上経過していること。
4. 市税を滞納していないこと。
5. 過去5年以内に本補助金の交付を受けていないこと（同一施設での再交付制限）。
6. **令和8年4月以降、下呂市が行う宿泊統計調査に協力すること。**

### 4. 補助対象事業

以下のいずれかに該当する改修事業が対象です。

- ① 高付加価値化・魅力向上（客室の全面リニューアル、ロビー改装、外壁塗装、庭園整備 など）
- ② 省エネ・サステナビリティ（断熱改修、高効率空調・給湯器、LED 照明、節水トイレ など）
- ③ 生産性向上・DX（自動チェックイン機、館内 Wi-Fi 整備、デジタルサイネージの導入 など）
- ④ インバウンド対応（多言語案内表示、和式トイレの洋式化、災害情報の多言語化 など）
- ⑤ バリアフリー化（スロープ・手すり設置、段差解消、車椅子対応トイレ整備 など） ※ 対象外経費：国や県の他補助金と重複する経費、自治体が自ら行う修繕など。

## 5. 審査・選定方法

提出された事業計画（申請書）に基づき、審査委員会（観光・商工・まちづくり担当課長および金融機関代表者）において、以下の基準に基づく審査（100 点満点）を行います。

### 【審査基準（100 点満点）】

#### 1. 基礎項目評価（計 80 点）：事業計画の堅実性・確実性を評価します。

- 事業の必要性・緊急性（20 点）：現状の課題が明確で、改修の必要性・緊急性が理解できるか。
- 事業の効果・成果（20 点）：集客増や業務改善など、妥当な効果予測が立てられているか。
- 実現可能性・計画性（20 点）：資金計画に無理がなく、年度内に確実に完了する見込みがあるか。
- 積算・発注の妥当性（20 点）：見積額は適正か。

#### 2. 政策・行政協力加点（計 20 点）：市の政策への貢献度を評価します。

- 高付加価値化・魅力向上（10 点）：単なる修繕を超え、施設の魅力を高める要素を含むか。
- 省エネ・サステナビリティ（10 点）：環境負荷低減に資する改修を含むか。

## 6. 申請手続き

### (1) 受付期間

令和 8 年 3 月 6 日（金）～ 令和 8 年 4 月 10 日（金） 【必着】

### (2) 提出書類

1. 交付申請書（様式第 1 号）
2. 対象事業に係る見積書の写し

3. 施設の全景写真および改修箇所の改修前の写真
4. 納税証明書（直近2年分）
5. その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先

下呂市役所 観光課 宿泊施設改修補助金係（持参または郵送）

7. 事業の流れ

1. 申請書の提出
2. 審査委員会の開催（書類審査・採点による優先採択の決定）
3. 抽選の実施（適正案件が予算枠を超える場合）
4. 交付決定通知（※5月8日予定。交付決定通知日より前に着手（契約・発注）した事業は対象外となります。）
5. 改修工事の実施
6. 実績報告書の提出（交付決定を受けた年度の1月末日まで）
7. 完了検査・額の確定
8. 補助金の請求・支払い

8. 留意事項

- 事業計画に変更（金額の増減や内容変更）が生じる場合は、速やかに変更申請が必要です。
- 補助事業完了後、3年未満に廃業した場合等は補助金の返還を求めることがあります。
- 偽りその他不正の手段により交付を受けた場合等は、交付決定を取り消します。

9. お問い合わせ先

下呂市 観光課 宿泊施設改修補助金係

〒509-2202 下呂市森 960 番地

電話：0576-24-2640 / FAX：0576-25-3252

E-mail：kanko@city.gero.lg.jp